



国労せんだい

No. 2753
2018年6月30日
発行責任者 五十嵐敏
編集責任者 武田昌仙

劇物含有の洗剤使用を止める

エルター職場 安全と健康を最優先に

労基署と市も活用

ジェイアールテクノサービス（以下テクノ）東営業所における、車両外板清掃に使用する洗剤の問題について、国労せんだい2745号（3月5日付）で報告したが、テクノは最終的に「酸性フッ化アンモニウムに代わる洗剤を検討している」とし、実質的にこの洗剤を使用していた外板清掃を断念した模様。途中経過で終わっていた報告の続きを掲載し、改めてこの取組みに学びたい。

経過概要

概略を再掲する。詳細は2745号を参照。

テクノ会社は昨年11月、車両外板に使用する洗剤を「メタリックス（シユウ酸）」から「パーフル」に切り替え（SF（混合物））に変更。

この洗剤は、単一では劇物指定の酸性フッ化アンモニウムを含有し、混合物でも4%以上で劇物となる取り扱い注意のものであった。

しかしテクノは洗剤について、取り扱い説明や作業員の保護具の準備、安全データシート（以下SDS）の掲出をしていなかった。

ある時、洗剤液が付着した作業員の体に異変が現れ、疑問を感じた組合員が、テクノに対し、①

取り扱い説明、②SDSの掲出、③防水カップの貸与を提案。また洗剤の廃液がコンクリートのひび割れ箇所から地下に浸透していたため水質調査も要請。
こうした組合員の提案に対し、テクノは説明会を実施する前に一時中断していた作業を再開する意思を示したため、やむなく労基署に相談。
その後様々なやり取りを経てテクノが準備した保護具はSDS規格品ではなく、改めて組合員は、身体洗浄箇所の指定や関係者以外立ち入り禁止範囲の指定と近隣住民への周知と理解を得ること、空気呼吸器の準備と水質調査を求めた。
その後テクノは外板清掃再開の意思を示し、「やりたくない人はやらなくてよい」と発言。更

6月20日 貨物低額回答抗議集会
6月23日 第65回安プロ・第56回業務部長合同会議

に「やらない人は業務指し違反で処分」と強硬実施。組合員は労基署に労安法違反の疑いで「申告」手続きをし、仙台市環境課に水質調査を依頼。
その後労基署は立ち入り調査を実施し、テクノに対し指導書を交付（①洗剤についてのリスクアセスメントを実施し労働者に教育・訓練の実施、②防護衣・防毒マスクのフィルターは台帳記録と定期点検・交換の実施）したというのが概略だ。

あなたは契約しない

3月1日、労基署から指導書が交付され、その後3月6日、所長が朝の点呼で「リスクアセスメントが実施されていない」ということで、洗剤について問題なし。作業はしてよいということ」と発言。組合員は、①指導に基づいた対応をしていない、②リスクアセスメントが出来たら教育・訓練の実施が必要、③労働安全衛生委員会でも指導内容を審議することになった等を質問したが、所長は副所長に「否認」を指示。当日外板清掃は実施され、その後は中断。

3月17日、「化学物質のリスクアセスメント実施結果」が出来、その説明会が行われた。その際、Sさんが「産業医との相談の件はどうなっているのか」と質問。
※Sさんは不整脈を患っており、担当医師から「そうした作業をした場合は身体洗浄を行うこと」を指導されており、一ヶ月前に所長に申し出て、所長から「産業医に相談する」と言われていたが、返答がなかった。
所長は、「そういう人は作業から外す。あなたは3月で契約が切れる。4月から契約しない」と説明会の場で解雇予告ともとれる発言。
また「身体洗浄の風呂にはあるから使用すればよい。女性はJRから女性休養室を借りているので付着した場合は申し出て使用すればよい」と回答。
組合員は、「作業終了時に身体洗浄することになっており、作業指定表に時間指定の表記を。また呼吸器や循環器に疾患のある方は、防毒マスクの着用を禁止されているのでその対策を示してもらいたい」と提案すると所長は、「否認」と激怒し説明会は終了。

本社に向き説明

所長から「契約更新をしない」と通告されたSさんは、3月19日、組合員と共にテクノ本社へ相談に向いた。

悲願の初優勝！

第16回国労東日本本部軟式野球大会が5月24～25日に大井ふ頭中央海浜公園野球場で開催された。
東日本本部傘下の9地本対抗で行われ、仙台地本チームは16回目にして悲願の初優勝を飾った。14回大会、15回大会共に準優勝に甘ん

は、「3月12日に所長から、契約更新を約束されていた。しかし不整脈の担当医から身体洗浄を言われ、所長に申し出て、産業医に相談すると言われていた。その後相談結果がなかったため、そのことを質問したら、4月から契約しないと言われてきた。42年間も働いてきてこんなことを言われるとは思っていませんでした」とこの間の経過を説明。
組合員も説明会での内容を説明し、役員はその後所長等の話も聞き取ることを約束し終了。
その後所長、副所長は本社に呼ばれた模様。
3月21日、朝点呼にて、「Sさんのことは産業医に相談する。浴室は男女とも使用可能で、シャワーになるが使用するしないに関わらず時間を取る」と説明。

市が調査に動く

3月23日、仙台市建設局水質管理センターが調

実質断念か？

4月16～18日に2018年度のテクノ東営業所の実施計画説明会が所長の説明で行われ、車両外板清掃推進の項目で、「酸性フッ化アンモニウムに代わる洗剤があるようなので検討している」と述べた。
※パーフルさび取り剤を使用した外板清掃は、約30両を消化し、残り60両を残したまま契約期限切れになった。この洗剤を使用していた清掃は、実質断念したと考えられる。
【昌】

春闘総括会議から

答弁等

◆東日本本部
渡辺執行委員

◇エリア本部の闘う決意はという意見。今日の意見は大事。春闘が東労組のストを巡る動きに流されたと思う。もう一度、立ち返り議論をしていく。
◇ストについて多くの意見。一枚岩でスト、とならないのも現実。9地本全体で踏み出すという立場で運動を進めたい。

◇夏季手当獲得の闘い。全国統一闘争となっていない。JR東と北海道、九州（貨物）以外は春闘時に決定している。東日本は体力は十分であり職場で広めてもらいたい。そのための資料を準備する。学習会などあれば参加したい。

◆原子書記長

◇エルダー。制度に魂が入っていない。全く本人の思いとかけ離れた提示。切実な要求が良く分かった。取組んだアンケートを基に改善を図りたい。

◇地方本部のスタンスについて。3月10日に臨時執行委員会で東労組の状況に伴う36の関係や春闘の闘い方についての意思統一を図ってきた。スト戦術については意見の一致を見なかったが、スト体制は既に地本も確立している。3月11日のエリア書記長会議で「ストライキの要請がある」と口

頭で伝えてきた。エリア機関紙では書記長会議の記事で、長野と仙台からストの要請があると記載。初めからしないではなく、議論をしていることは理解してもらいたい。
◇北部現業での集会の要請。あり方を含め、執行委員会でも議論し、次回の春闘や地区集会にも反映したい。

◇専従枠。執行委員会で必要であるという認識で一致。予算を財政部で試算し全国代表者会議に諮る予定。7月の支部代表者会議までに一定のたたき台を作る。9月で協

約が切れるが、東北協議会としても必要性はある。
◇エルダー。公家さんはテクノ内での異動を求めている。藤田さんも支社に対応を求めている。ま

◇脱退懲慥。悩み苦しんでいるのであれば当然支えていく立場で。支社にてもやり方については言っている。
◇出向先労働条件改善。

退職のお知らせ

4月30日付

- 吉野 敏昭さん
仙台駅連（亶理駅）
- 中丸 良雄さん
小牛田駅連
（仙台駅）

- 若野 伸一さん
新庄連合
（新庄駅アトバイザー）

- 金成 隆慶さん
会津若松地区
（郡山駅）

- 大倉 幸広さん
幹総台車
（JRTM新幹線）

- 橋本 吉孝さん
貨物福島
（嘱託・郡山総鉄）

- 田代 光男さん
福島地区（仙建）

- 阿部 政雄さん
郡工車体科
（JRTM郡山）

- 二階堂 孝雄さん
郡山設備
（B T 郡山）

- 鈴木 幸春さん
米沢連合
（高畠駅）

- 渥美 健一さん

- 仙台信通区
（電気エルダー）

- 青田 光彦さん
仙台運輸区（退職）

- 吉田 浩一さん
若松地区（退職）

- 尾形 英明さん
幹総車体（退職）

- 5月31日付
高山 淳一さん
新庄連合（一建）

- 熊谷 司さん
幹総運輸
（JRTM新幹線）

- 小野 孝一さん
仙台運輸区（退職）

- 山下 一雄さん
郡山連合（退職）

- 青野 恒男さん
仙宮運輸区
（車掌エルダー）

- 深瀬 真一さん
山形連合（山形駅）

- 太田 敏明さん
仙台電車区（退職）

- 千葉 敏弘さん
郡山駅連合
（本宮駅）

- 堀 明夫さん
幹総運輸
（テクノ新幹線）

東北ロジは交渉が出来る。テクノは窓口がなっている。直接交渉に向けて努力する。【昌】

怒りの文書報告 遠距離通勤の解消を！

私は昨年11月末で郡山総合車両センターを退職しました。

当時郡総では、退職者が60名近くおり、殆どがエルダーを希望し昨年2月上旬にエルダー先が決定した社員だけ招集し、再雇用の説明会を行いました。その枠から外れたのは5名で、全員幹総テクノに提示を受け「家庭的事情」「通勤事情」「何度も異動させられた」等の理由で退職する選択肢をせざるを得ませんでした。

私は8月1日の時点では、郡山テクノに名前が挙がっていましたが、8月25日に提示を受けた時は、幹総テクノに変わっていました。「半月で変わった理由を説明を」「今でも通勤が大変。幹総まで通勤するのは嫌がらせ以外の何物でもない」「60歳を過ぎた人間をまた仙台まで通勤させるのか」（以前仙台に配転させられ10年間家族と共に仙台に）等質問しましたが、返答は「通勤が大変なのは承知している」「郡山に戻れるよう働きかける」等、まるで他人事のような話し方に呆れるばかりでした。会社からは即返答を求められましたが、怒りと悔しさもあり保留しました。地元で働く為、郡山・須賀川のハローワークに足を運び、求人票を探しましたが、年齢に制限があり、道路交通整理・除染と限られた職業しかなく、世間一般的には厳しいことを知りました。

私は現実を直視し、会社の提示を受け入れる苦渋の選択をしましたが、決心をするまでは、数カ月間の時間を費やし、我慢・納得するまで葛藤があったのも事実です。この間、家族と相談をし悩み苦しみました。また仲間・同僚は心配し、酒を酌み交わす回数も多くなりました。仕事が終わり疲れているにも関わらず、仙台から駆け付けてくれた小佐々木昇氏には感謝すると同時に仲間を大切にしている行動に勇気づけられ

熱いものを感じ、今でも忘れることは出来ません。何よりも力になっていきます。一時的な感情で即決断・結論を出さず、悔しいですが、まず赴任先に出向き、状況を見定めてから辞めても遅くはないことを学びました。しかしこの間、多くの人たちがこの発令を受け入れることが出来ずに辞めていきました。苦渋の選択をせざるを得なかった仲間の気持ちは十分分かりますし、このような提示に改めて強い怒りと憤りを覚えます。

ただ、一人で頑張るのにも限界があり、会社の理不尽さ・エルダー制度そのものの矛盾点を仲間と共に問題視していくことが大事だと思います。

現状ですが、毎朝4時に起床し、水郡線始発5：55→郡山6：42着、同新幹線6：54→仙台着7：36、利府線仙台発7：52→新利府着8：06。

帰りは利府発17：57→仙台着17：13、仙台発18：43→郡山着19：29、郡山発19：46→野木沢着20：24、自宅には20：45に到着（妻が車で迎えに来る）。

このような通勤状況で、60歳を過ぎた初老が、毎日21時過ぎに食事を摂ることが普通の生活と言えるのでしょうか。辛く苦しい遠距離通勤は自分だけで十分です。このことが当たり前にならないように、そして二度とこのような人事異動がないように強く訴えます。

そのためにも差別されないよう組合の組織を強化して、エルダーを希望し働き続けたい意思がある人には安心してエルダーを希望出来る制度に変える必要があると思います。

厳しい現状の改善を声を大にして言い続け、職場環境を変えていかなければならないと思います。

これからも現場の声を大切にし、小さな問題も取り上げ仲間の皆さんと共に頑張っていきたいと思